

令和6年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画書

一般社団法人北海道貸切バス適正化センター

令和6年度における、一般社団法人北海道貸切バス適正化センター（以下「当センター」）が行う事業計画を次のとおり定める。

事業方針

国土交通省通達「一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針」に基づき、また、「令和6年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導等の運用方針（以下「運用方針」）」が発出された場合は、本運用方針にも従い、以下に掲げる業務を北海道運輸局の指導の下、実施する。

なお、巡回指導の実施にあたっては、改めて事業者の法令遵守意識を向上させるため、重点事項を定める。

1. 巡回指導業務

(1) 巡回指導体制

常勤指導員4名、非常勤指導員1名による基本2班（1班2名）体制を継続する。

(2) 巡回指導計画及び実施方法

- 巡回指導は、当センターの管轄区域内に存する全ての営業所を対象とする。
（北海道運輸局監査計画における監査対象営業所を除く）
- ①の対象営業所に対し、訪問を基本に公正かつ適切な指導を行う。
- 複数営業所を同一場所において指導するなど、効率的な巡回指導を一層推進するとともに、個々の営業所の状況を勘案し、点検項目の省略を行う。
- 運用方針が発出され、優良営業所に対する特例措置などが示された場合は、これに基づき業務を行う。この場合、優良営業所の特例により、巡回指導の除外対象となっても、事業者の希望により巡回指導を実施するものとする。
- 巡回指導年間計画数（暫定）は、次表のとおり。

全 営業所数	計画 営業所数	実施地区（運輸支局別）						
		札幌	函館	旭川	室蘭	釧路	帯広	北見
280	190	101	18	19	21	5	9	17

※計画営業所は、国の監査対象及び優良営業所（運用方針案による）を除いた数である。

※監査対象営業所等の増減に伴い、計画営業所数の変更を行うものとする。

(3) 巡回指導の重点事項

- 指導監督の実施状況（特に初任運転者等の特別な指導）
- 届出運賃の適正な収受状況
- 健康状態の把握状況（特に雇い入れ時の健康診断）

2. 負担金取扱業務

- (1) 多くの事業者においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響が色濃く残り、未だ厳しい事業運営を余儀なくされているため、令和6年度にあっても、納付期限延長の特例措置を継続する。
- (2) 業務の効率化や合理化に一層取り組み、負担金の軽減を図る努力を続ける。

3. 広報啓発業務

事業者の業務運営に資するため、国の制度改正等について、巡回指導時やホームページ掲載を通じて情報提供を行う。

4. 苦情処理業務

旅客からの苦情や要望における適切な受付対応及び事後処理を行う。

5. 行政との連携強化

北海道運輸局との連絡会議（年4回）を引き続き開催するなど、適正化事業の実施状況（巡回指導結果等）について情報共有を図る。また、諸課題が発生した都度、適時相談や打合せを行い、迅速かつ適切な対応を図る。

6. 適正化事業指導員のスキルアップ

指導員個々の能力を向上させ、ひいては組織力の増強を図るため、国土交通省が主催する「自動車監査業務研修」、貨物自動車運送適正化事業実施機関が主催する「貨物適正化事業指導員研修会」等へ引き続き参加する。

また、指導員による調査・指導方法の均一化を図るため、日々の情報共有を実践するとともに、他ブロックの適正化機関とも適時情報交換を行う。

7. 総務・経理業務

一般社団法人としての的確に業務を遂行するとともに、業務の効率化や合理化に一層取り組み、適切な予算執行を行う。

8. その他

本事業計画については、今後の適正化事業を巡る諸情勢等を踏まえて、北海道運輸局と緊密に連絡をとりつつ、所要の見直しを行うことがある。